**2.身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **障害機能参考** | **級別** | **肢体不自由** | | | | |
| **上肢** | **下肢** | **体幹** | **乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による 運動機能障害** | |
| **上肢機能** | **移動機能** |
| **重度** | **1級** | 1.両上肢の機能を全廃したもの  2.両上肢を手関節以上で欠くもの | 1.両下肢の機能を全廃したもの  2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 体幹の機能障害により座っていることができないもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの | 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの |
| **2級** | 1.両上肢の機能の著しい障害  2.両上肢のすべての指を欠くもの  3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの  4.一上肢の機能を全廃したもの | 1.両下肢の機能の著しい障害  2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの | 1.体幹の機能障害により座位または起立位を保つことが困難なもの  2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの |
| **中度** | **3級** | 1.両上肢の親指および人さし指を欠くもの  2.両上肢の親指および人さし指の機能を全廃したもの  3.一上肢の機能の著しい障害  4.一上肢のすべての指を欠くもの  5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの | 1.両下肢をショパー関節以上で欠くもの  2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの  3.一下肢の機能を全廃したもの | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの | 不随意運動・失調等による上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの |
| **4級** | 1.両上肢の親指を欠くもの  2.両上肢の親指の機能を全廃したもの  3.一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの  4.一上肢の親指および人さし指を欠くもの  5.一上肢の親指および人さし指の機能を全廃したもの  6.親指または人さし指を含めて一上肢の3指を欠くもの  7.親指または人さし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの  8.親指または人さし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害 | 1.両下肢のすべての指を欠くもの  2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの  3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの  4.一下肢の機能の著しい障害  5.一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの  6.一下肢が健側に比して10cm以上または健側の長さの10分の1以上短いもの |  | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| **軽度** | **5級** | 1.両上肢の親指の機能の著しい障害  2.一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害  3.一上肢の親指を欠くもの  4.一上肢の親指の機能を全廃したもの  5.一上肢の親指および人さし指の機能の著しい障害  6.親指または人さし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害 | 1.一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害  2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの  3.一下肢が健側に比して5cm以上または健側の長さの15分の1以上短いもの | 体幹の機能の著しい障害 | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの |
| **6級** | 1.一上肢の親指の機能の著しい障害  2.人さし指を含めて一上肢の2指を欠くもの  3.人さし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの | 1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの  2.一下肢の足関節の機能の著しい障害 |  | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの |
| **7級** | 1.一上肢の機能の軽度の障害  2.一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害  3.一上肢の手指の機能の軽度の障害  4.人さし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害  5.一上肢の中指、薬指および小指を欠くもの  6.一上肢の中指、薬指および小指の機能を全廃したもの | 1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害  2.一下肢の機能の軽度の障害  3.一下肢の股関節、膝関節または足関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害  4.一下肢のすべての指を欠くもの  5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの  6.一下肢が健側に比して3cm以上または健側の長さの20分の1以上短いもの |  | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの |